

# 告示

## 埼玉県告示第千九十号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	09E042260			
	二〇㊦	農業		
	免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称	平成二十七年四月一日 ） 平成二十七年八月三十一日		
埼玉県児玉郡上里町神保原八百七十三 有限会社手計石油		亡失年月日		
免税証を交付した事務所		平成二十七年八月三十一日		
熊谷県税事務所				